

保育制度改革に関する意見書

現在、国において、地域主権改革と称して、国が定める保育所最低基準を地方条例に委ね、地方自治体が保育所を増やさなくても乳幼児を詰め込むことによって待機児童解消を可能にする方針を明らかにしている。さらに「幼保一体化」と称して、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革をおこない、幼稚園制度に一本化することによって福祉としての保育制度を根本から変える検討をすすめている。この改革案は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものである。このような改革がおこなわれると、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の制度を一体化することを、わずか3か月の短期間の検討で結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすことが懸念される。

この間、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。いま必要なことは、国が定める最低基準を廃止・緩和するのではなく、国の責任において改善し、財源を保障すること、及び、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障することである。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 地方自治体が、待機児童解消のために保育所を整備できるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 幼保一体化を含む保育制度改革にあたっては、拙速な結論は避け、慎重に審議し、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。
4. 保育水準の低下につながる国の保育所最低基準廃止・引下げを行わず、抜本的に改善すること。
5. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
6. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会的環境整備を図ること。
7. 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫補助負担金に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

境港市議会